

退職後の経済的利益の所得区分で争い

# 裁決事例から読む 個人のRSUの税務上の取扱い

長期インセンティブプランとして外資系企業を中心に導入されているリストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）。退職後に支給を受ける経済的利益が給与所得か退職所得のいずれかに該当するかが争われた裁決で国税不服審判所は、経済的利益は在職中に付与されたユニットが付与された時の規定書に定められた条件を満たしたことによって得たものであるため、退職所得には該当せず給与所得であるとの判断を示している。退職という事実によって初めて給付がなされたものではないとの判断だ。リストラクテッド・ストック・ユニットについては、平成29年度税制改正により、事前確定届出給与として損金算入の対象となっており、今後、導入する企業が増える可能性もある。今一度税務上の取扱いを確認しておくべきといえよう。

## 会社都合により退職、その後のRSUによる経済的利益は？

リストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」）とは、事前にユニットとしての権利を付与し、その後、一定の勤務条件を満たした場合に株式を付与するタイプの報酬のこと。業績条件や株価条件はない。今回紹介する裁決事例は、請求人の勤務先であるX社の親会社である外国法人からRSUを付与されたことによる所得区分及び収入の計上

時期が争われたものである。  
X社では、従業員等を対象に、「成功に対する貢献」などを基礎としてRSUを付与する制度を実施。RSUは、X社の親会社の普通株式1株に等しい価値を持つ譲渡制限付株式ユニットであり、RSUを付与された従業員等は、RSUが所定の時期に権利確定した際に、RSUの数に等しいX社の親会社の普

## Column 税制改正による損金算入実現で日本でもRSUを導入する動き

平成29年度税制改正では、役員給与と税制が大きく見直されている。これまではインセンティブ報酬の中で、報酬類型によって損金算入の可否が異なっていたが、種類の違いによらず、一定の要件を満たすことで損金算入が可能になっている。事前に届出をした上で事後に株式を交付する事後交付型リストラクテッド・ストックである「リストラクテッド・ストック・ユニット」についても、事前確定届出給与として損金算入の対象となっている。導入企業は多くないものの、税制改正を受け、メルカリ、野村ホールディングス、ソフトバンクグループなどといった上場企業がリストラクテッド・ストック・ユニットを導入している。